

# 川崎市立荏宿小学校 P T A 規約

## 総 則

### 第 1 章 名称と事務所

第 1 条 本会は川崎市立荏宿小学校 P T A（父母と教師の会）と称し、事務所を同校内に置く。

### 第 2 章 目 的

第 2 条 本会は父母並びに教職員が児童の教育について一体となって協力し、学校、家庭、社会における福祉の増進をはかると共に、会員相互の教養を高める事を目的とする。

### 第 3 章 方針及び活動

第 3 条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第 4 条 本会は特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。

第 5 条 本会は、児童の福祉のため活動する他の社会的団体及び機関と協力し、運営については他の干渉をうけない。

第 6 条 本会は、学校の管理や、教員の人事に干渉しない。

第 7 条 本会は、目的達成のため次の活動をする。

1. 民主教育に対する理解を深め、これを推進する。
2. 学校と家庭との連携を密接にして、児童の生活を補導し、その福祉を増進する。
3. 学校施設の改善並びに環境の整備をはかる。
4. 学区内における社会教育の振興をはかる。
5. その他必要事項。

## 会 員

### 第 4 章 会 員

第 8 条 本会は、学校に在籍する児童の保護者、またはそれに代わる人（以下保護者と称す）と、校長及び教職員を以て組織し、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

### 第 5 章 役員・委員の種類とその選出方法

第 9 条 本会に次の役員・委員を置く。

1. 役 員 会 長 1 名  
副会長 若干名  
書 記 若干名  
会 計 若干名
2. 会計監査 2 名
3. 運営委員 運営委員は各常任委員会の委員長、副委員長で構成する。
4. 特別委員 若干名（必要に応じ）

第 1 0 条 各委員会の委員長、副委員長は、運営委員会で選出する。

第 1 1 条 役員を選出は次の方法による。

1. 運営委員会は、役員・会計監査・運営委員を会員中より選出する。
2. 運営委員会は、役員・会計監査・運営委員の名前を総会の 3 日前までに全員に通知する。
3. 前項の候補者は、総会の承認により役員並びに会計監査となる。
4. 役員に欠損を生じた場合は運営委員会の推薦により、補充することができる。

第 1 2 条 役員並びに委員の任期は 1 年とする。但し再任は妨げない。

## 第6章 役員・委員の任務

第13条 役員及び委員の任務は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、総会、委員総会、運営委員会及び役員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は代理をつとめる。
3. 書記は本会の諸会合の通知及び議事の記録、文書の処理、その他の庶務を行う。
4. 会計は、本会の金銭の収入支出の記帳、及び会計監査の監査を経て、決算報告を行う。
5. 会計監査は、年度末に会計の監査を行い、その結果を決算総会に報告する。また、必要に応じ、会計監査を行うことができる。
6. 役員は、会計監査を兼ねることはできない。

## 集 会

## 第7章 総 会

第14条 総会は全会員を以て構成され、本会の最高決議機関であって、毎年2回開かれる。但し、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

第15条 次の事項は総会にはからなければならない。

1. 会長、副会長、書記、会計及び会計監査の承認。
2. 前年度の決算報告及び承認。
3. 年度計画及び年度予算の審議決定。
4. 規約の改正。
5. その他重要な事項の審議決定。

第16条 総会(臨時総会を含む)の成立および決議は、以下の方法に基づく(効力はいずれも同じ)。

1. 招集による決議は、会員の5分の1以上(委任状を含む)の出席者を以て成立し、出席者の過半数の同意を必要とする。
2. 非招集による決議は、会員の5分の1以上の書面、若しくは電子投票を以て成立し、過半数の同意を必要とする。
3. 決議の方法については、前もって全会員に通知しておかなければならない。

## 第8章 委員総会

第17条 委員総会は本会の役員、委員及び校長によって構成される。

第18条 委員総会は次の事項を審議する。

1. 総会に付議する事項。
2. 総会より委任された事項。
3. その他役員会に於いて必要と認めた事項。

第19条 委員総会は必要に応じて開くことができる。

## 第9章 運営委員会

第20条 運営委員会は、役員、運営委員、校長によって構成される。

第21条 運営委員会の任務は次の通りとする。

1. 総会及び委員総会より委任された事項を執行する。
2. 各種委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
3. 総会及び委員総会に提出する議案及び報告書を作成する。
4. その他必要な事項を処理する。

第22条 運営委員会は必要に応じ随時開かれる。

## 第10章 役員会

第23条 役員会は本会の役員、校長で構成される。

第24条 役員会の任務は次の通りとする。

1. 本会の年度予算を作り健全な財政の運営に当たる。
2. 運営委員会より委任された事項を検討する。
3. 必要ある場合に特別委員会を設ける。
4. その他必要な事項を処理する。

## 第11章 委員会の種類

第25条 委員会には、常任委員会・特別委員会がある。

第26条 常任委員会には次の委員会を置く。

安全パトロール委員会、イベント委員会、広報委員会、校外委員会、デジタル委員会。

## 第12章 委員会の任務

第27条 安全パトロール委員会は、家庭と学校との連携を密にして児童の登下校の安全や校外生活の補導に当たり地域の活動を高める。

第28条 イベント委員会は、すべての会員並びに児童の教養を高めるために必要な企画運営に当たる。

第29条 広報委員会は、PTAの全般的な活動を具体的に会員に報道し、会員の意志を把握して、より良いPTAとするために企画運営する。

第30条 校外委員会は、町会などの地域の方と連携し、資源回収の管理・運用をする。

第31条 デジタル委員会は、PTA活動においてデジタル化を推進し、運営・作業の効率化を図る。

第32条 特別委員会は、役員会の決定に基づき、特定の目的を遂行する。

第33条 常任委員会及び特別委員会の事業計画は、運営委員会に計らなければならない。

# 経 理

## 第13章 会 計

第35条 本会の経費は、会費、寄付金並びにその他の収入によって支弁する。

第36条 本会の会費は、月額300円とし、その納入方法は、月毎の分納、または一括納入、のどちらでも可能とする。

第37条 会費の金額を変更する場合、または会費以外で、何らかの必要な経費が生じた場合は、前もって議案として全会員に通知し、総会に於いて、承認を得た上で徴収することができる。

第38条 本会の金銭は、第2章の目的達成のため以外に使用してはならない。

第39条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第14章 改 定

第40条 本規約は、総会に於いて、出席者の2分の1以上の賛成により改定することができる。但し、改定の提案については、前もってその内容を全会員に通知しておかなければならない。

## 付 則

本規約は、昭和31年4月1日より実施する。  
本規約は、平成3年4月17日部分改定し、その翌日より実施する。  
本規約は、平成7年5月25日部分改定し、その翌日より実施する。  
本規約は、平成10年3月12日部分改定し、その翌日より実施する。  
本規約は、平成12年2月19日部分改定し、その翌日より実施する。  
本規約は、平成14年2月22日部分改定し、その翌日より実施する。  
本規約は、平成16年2月26日部分改定し、その翌日より実施する。  
本規約は、平成17年2月26日部分改定し、その翌日より実施する。  
本規約は、平成22年2月22日部分改定し、その翌日より実施する。  
本規約は、平成27年2月16日部分改定し、その翌日より実施する。  
本規約は、平成28年5月13日部分改定し、その翌日より実施する。  
本規約は、平成30年2月6日部分改定し、その翌日より実施する。  
本規約は、平成30年5月11日部分改定し、その翌日より実施する。  
本規約は、令和3年7月13日部分改定し、その翌日より実施する。  
本規約は、令和4年2月24日部分改定し、その翌日より実施する。  
本規約は、令和5年3月24日部分改定し、その翌日より実施する。

## 細 則

### 【慶弔金】

1. 慶弔金の対象は、教職員（本人）、会員（保護者）、児童とする。ただし、役員会が必要と認めた場合、この限りではない。

### 【協力委員制度】

1. 本制度は、本規約第8条に定める会員の義務に基づき、会員全員参加による活動を目的として制定する。
2. 本規約第9条及び第10条に定める役員もしくは委員に該当しない会員は、全て協力委員とする。
3. 協力委員の任期は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
4. 各協力委員の任務については、各年度事業計画に基づき、運営委員会で決定する。また、活動に当たっては、運営委員会が召集し、運営する。